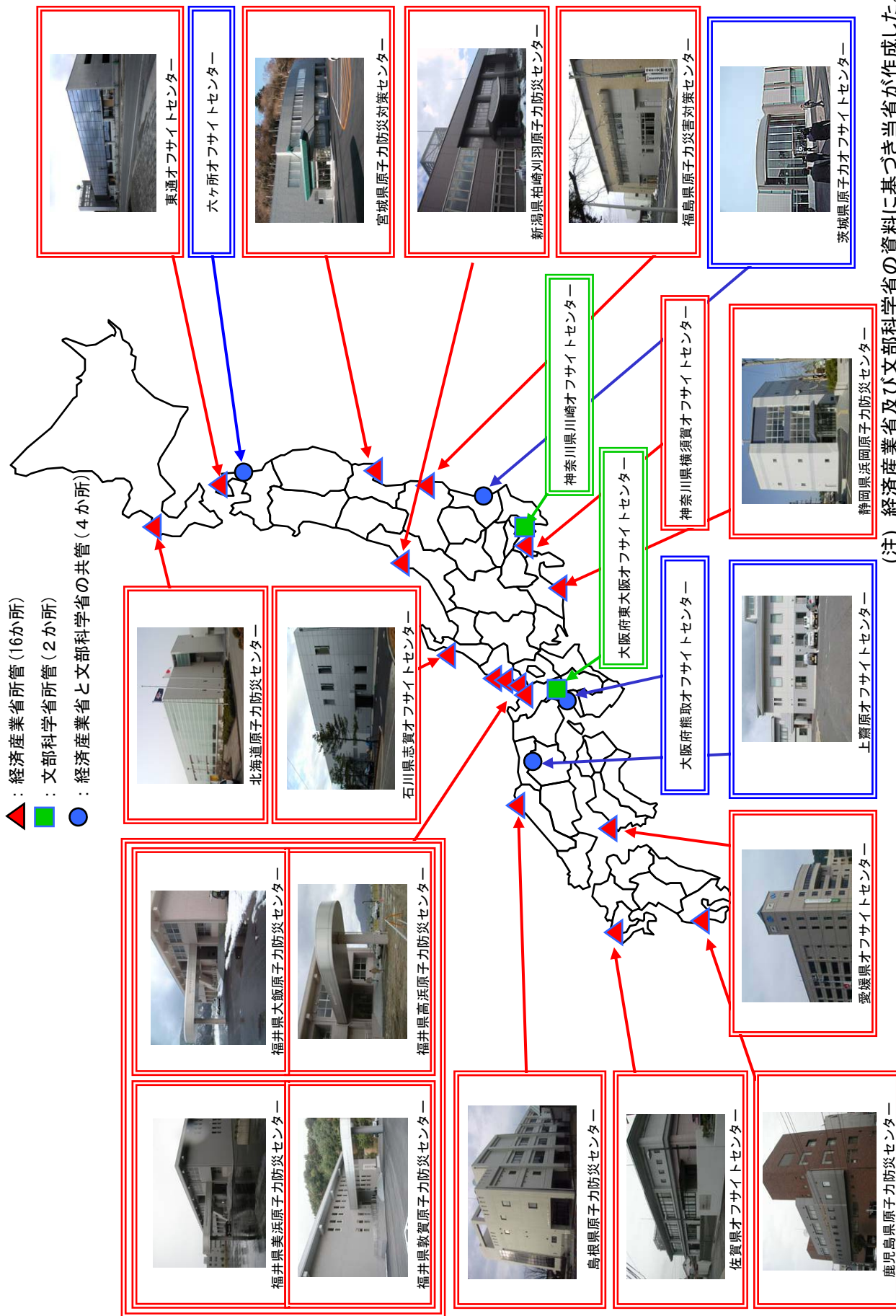


# オフサイトセンターの立地地点



(注) 経済産業省及び文部科学省の資料に基づき担当省が作成した。

図表 1-2 オフサイトセンターに関する規定

○ 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（抜粋）

（緊急事態応急対策拠点施設の指定等）

第 12 条 主務大臣は、原子力事業所ごとに、第 26 条第 2 項に規定する者による緊急事態  
応急対策の拠点となる施設であって当該原子力事業所の区域をその区域に含む都道府  
県の区域内にあることその他主務省令で定める要件に該当するもの（以下「緊急事態  
応急対策拠点施設」という。）を指定するものとする。

2～5（略）

○ 原子力災害対策特別措置法施行規則（平成 12 年総理府・通商産業省・運輸省令第 2 号）  
（抜粋）

（緊急事態応急対策拠点施設の要件）

第 16 条 法第 12 条第 1 項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するこ  
ととする。

一 当該原子力事業所との距離が、20 キロメートル未満であって、当該原子力事業所に  
おいて行われる原子炉の運転等の特性を勘案したものであること。

二 原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者が参集するために必要な道路、  
ヘリポートその他の交通手段が確保できること。

三～六（略）

七 当該原子力事業所との距離その他の事情を勘案して原子力災害合同対策協議会の  
構成員その他の関係者の施設内における被ばく放射線量を低減するため、コンクリー  
ト壁の設置、換気設備の設置その他の必要な措置が講じられていること。

八（略）

九 報道の用に供するために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有しているこ  
と。

十、十一（略）

十二 当該緊急事態応急対策拠点施設が使用できない場合にこれを代替することがで  
きる施設（第二号の要件を満たし、かつ、必要な通信設備を備えた十分な広さを有  
するものに限る。）が当該緊急事態応急対策拠点施設からの移動が可能な場所に存  
在すること。

（注）下線は当省が付した。

図表1-3 調査対象としたオフサイトセンターの設置状況

オフサイトセンターの名称	ア 原子力事業所	イ 事業所からの距離	ウ EPZ	エ 被ばく放射線量の低減措置	オ 水災の影響	カ 代替施設の名称	キ 代替施設における通信設備の有無
北海道原子力防災センター	北海道電力株式会社泊発電所	2km	8～10km	コンクリート構造及び換気設備	—	北海道後志合同庁舎(2階講堂)	非常設
六ヶ所オフサイトセンター	日本天然株式会社再処理事業所	3.5km	5km	コンクリート構造及び換気設備	—	青森県原子力センター(会議室)	常設
宮城県原子力防災対策センター	東北電力株式会社女川原子力発電所	7.5km	8～10km	コンクリート構造	—	宮城県石巻合同庁舎(大会議室)	非常設
福島県原子力災害対策センター	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	5km	8～10km	コンクリート構造	—	福島県南相馬合同庁舎(南庁舎4階401会議室及び403会議室)	常設
茨城県原子力オフサイトセンター	(独)日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(常陽)	12km	8～10km	コンクリート構造	—	茨城県庁舎(災害対策室)	常設
神奈川県横浜須賀原子力センター	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	4.5km	500m	コンクリート構造	—	神奈川県第2分庁舎(6階災害対策本部室)	常設
静岡県浜岡原子力防災センター	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	3km	8～10km	コンクリート構造	—	静岡県中遠総合庁舎西部地域防災局(方面本部室)	常設
石川県志賀オフサイトセンター	北陸電力株式会社志賀原子力発電所	5km	8～10km	コンクリート構造	—	石川県中能登総合事務所(第1及び第2会議室)	常設
福井県敦賀原子力防災センター	日本原子力発電株式会社敦賀発電所	14km	8～10km	コンクリート構造	—	福井県美浜原子力防災センター	常設
福井県大飯原子力防災センター	関西電力株式会社大飯発電所	8km	8～10km	コンクリート構造	—	福井県高浜原子力防災センター	常設
島根県原子力防災センター	中国電力株式会社島根原子力発電所	8.5km	8～10km	コンクリート構造	浸水想定区域	島根県松江合同庁舎(講堂)	非常設
愛媛県オフサイトセンター	四国電力株式会社伊方発電所	4.5km	8～10km	コンクリート構造	—	愛媛県南予地方局八幡浜支局(7階大会議室及び中会議室)	非常設
鹿児島県原子力防災センター	九州電力株式会社川内原子力発電所	11km	8～10km	コンクリート構造	浸水想定区域	鹿児島県北薩地域振興局(本庁舎4階第1会議室)	非常設

(注1) 当省の調査結果による。

(注2) アについては、オフサイトセンターが対象とする原子力事業所が複数ある場合にはEPZが最も広い地域となっている原子力事業所又はオフサイトセンターが対象とする原子力事業所が複数あり原子力事業所のEPZが同じである場合にはオフサイトセンターから最も近接している原子力事業所を記載している。

(注3) オについては、オフサイトセンターが水防法に基づき浸水想定区域内に位置している場合に記載している。鹿児島については、代替施設も浸水想定区域内に位置している。

図表 1-4 オフサイトセンターにおける被ばく放射線量の低減措置

【被ばく放射線量を低減する効果を有する換気設備の概要】

六ヶ所オフサイトセンターの換気設備は、原子力災害が発生した場合に、現地に配置された国の原子力防災専門官の指示を受けて、同オフサイトセンターが所在する原子力防災研究プラザ1階にある防災技術センター業務室の中央集中盤にて系統切替えの操作を行い、オフサイトセンター内の合同対策協議会室及び機能グループエリア以外のすべての換気口等を遮断し、外気処理空調機のフィルターユニットのファンに組み込まれた高性能エアフィルター（焼却型HEPAフィルター）を介して外気を取り入れるものとなっている。

また、北海道原子力防災センターの換気設備は、プレフィルター、塩害防止フィルター及びHEPAフィルターの3層構造となっている。

一方、原子力事業所の事故時に公衆の線量評価の対象とされている核種は、下表のとおりとなっており、これらの換気設備においても除去することができない放射性物質の放出も想定されている。

表 事故時に公衆の線量評価の対象とされている核種

施設の種類の	核種
実用発電用原子炉	放射性希ガス、放射性ヨウ素
核燃料再処理施設	H-3、C-14、Co-60、K-85、その他放射性希ガス、Sr-90、Ru-106、I-129、I-131、その他放射性ヨウ素、Cs-137、Pu(α)
核燃料加工施設	U
廃棄施設	H-3、C-14、Co-60、Ni-59、Ni-63、Sr-90、Nb-94、Tc-99、I-129、Cs-137、全α(Am-241、Puで代表)

(注) 環境放射線モニタリング指針(平成20年3月原子力安全委員会了承)による。

【オフサイトセンターにおける出入管理】

オフサイトセンターには、報道関係者等が使用するプレスセンターや除染を行うためのシャワー設備のある室に直結する出入口等、通常使用している出入口の他にも出入口があるが、放射線下においては施設内が汚染されないよう、出入口を限定し、使用しない出入口を封鎖するなどの対応を行わなければ、オフサイトセンター内の被ばく放射線量の低減が図られないおそれがある。

(注) 当省の調査結果による。

## 図表 1-5 代替施設における通信設備の設置状況

調査した 13 代替施設のうち、5 代替施設においては、平常時から通信設備が設置されていないため、以下のとおり、緊急時に対応するとしている。

### 【北海道原子力防災センターの代替施設】

北海道原子力防災センターの代替施設としては、北海道後志合同庁舎 2 階講堂の利用が予定されている。しかし、この講堂には、平常時、電話・FAX の通信設備は設置されておらず、緊急時には、合同庁舎の電話回線を講堂まで配線を引き、電話・FAX を合同庁舎内の他部署からの持ち込みと NTT 等の業者からレンタルで、必要な台数を確保する。

### 【宮城県原子力防災対策センターの代替施設】

宮城県原子力防災対策センターの代替施設としては、宮城県石巻合同庁舎の大会議室の利用が予定されている。しかし、この大会議室には、平常時、電話・FAX の通信設備は設置されておらず、緊急時には、NTT の臨時回線を敷設する。

### 【島根県原子力防災センターの代替施設】

島根県原子力防災センターの代替施設としては、島根県松江合同庁舎の講堂の利用が予定されている。しかし、この講堂には、平常時、電話・FAX の通信設備は設置されておらず、緊急時には NTT 等関係者へ連絡を行い、合同庁舎 2 階の交換機から臨時回線を敷設し、電話・FAX 用として 20 回線を確保する。

### 【愛媛県オフサイトセンターの代替施設】

愛媛県オフサイトセンターの代替施設としては、愛媛県南予地方局八幡浜支局 7 階大会議室及び中会議室の利用が予定されている。しかし、この大会議室には、平常時、電話・FAX の通信設備は設置されていないが、電話回線は敷設されているため、緊急時には、同支局内の各部署から電話機等を持ち込み、回線に接続することにより電話・FAX 合わせて約 10 台を確保する。ただし、それ以上必要な場合は、同支局内の交換機から臨時に回線の敷設工事を行い、確保する。

### 【鹿児島県原子力防災センターの代替施設】

鹿児島県原子力防災センターの代替施設としては、鹿児島県北薩地域振興局本庁舎の 4 階第 1 会議室の利用が予定されている。しかし、当該会議室には、平常時、電話・FAX の通信設備は設置されていないが、電話回線は敷設されているため、同局内の各部署から電話機等を持ち込み、回線に接続することにより電話・FAX 合わせてとして 67 台を確保する。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1 - 6 水災に関する規定

○ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（国の機関が行う洪水予報）

第 10 条 （略）

2 国土交通大臣は、2 以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 （略）

（都道府県知事が行う洪水予報）

第 11 条 都道府県知事は、前条第 2 項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 （略）

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知）

第 13 条 国土交通大臣は、第 10 条第 2 項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 9 条第 2 項に規定する指定区間外の一級河川（同法第 4 条第 1 項に規定する一級河川をいう。次項において同じ。）で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第 10 条第 2 項又は第 11 条第 1 項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第 9 条第 2 項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第 5 条第 1 項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画

で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 (略)

(浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は前条第1項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第11条第1項又は前条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

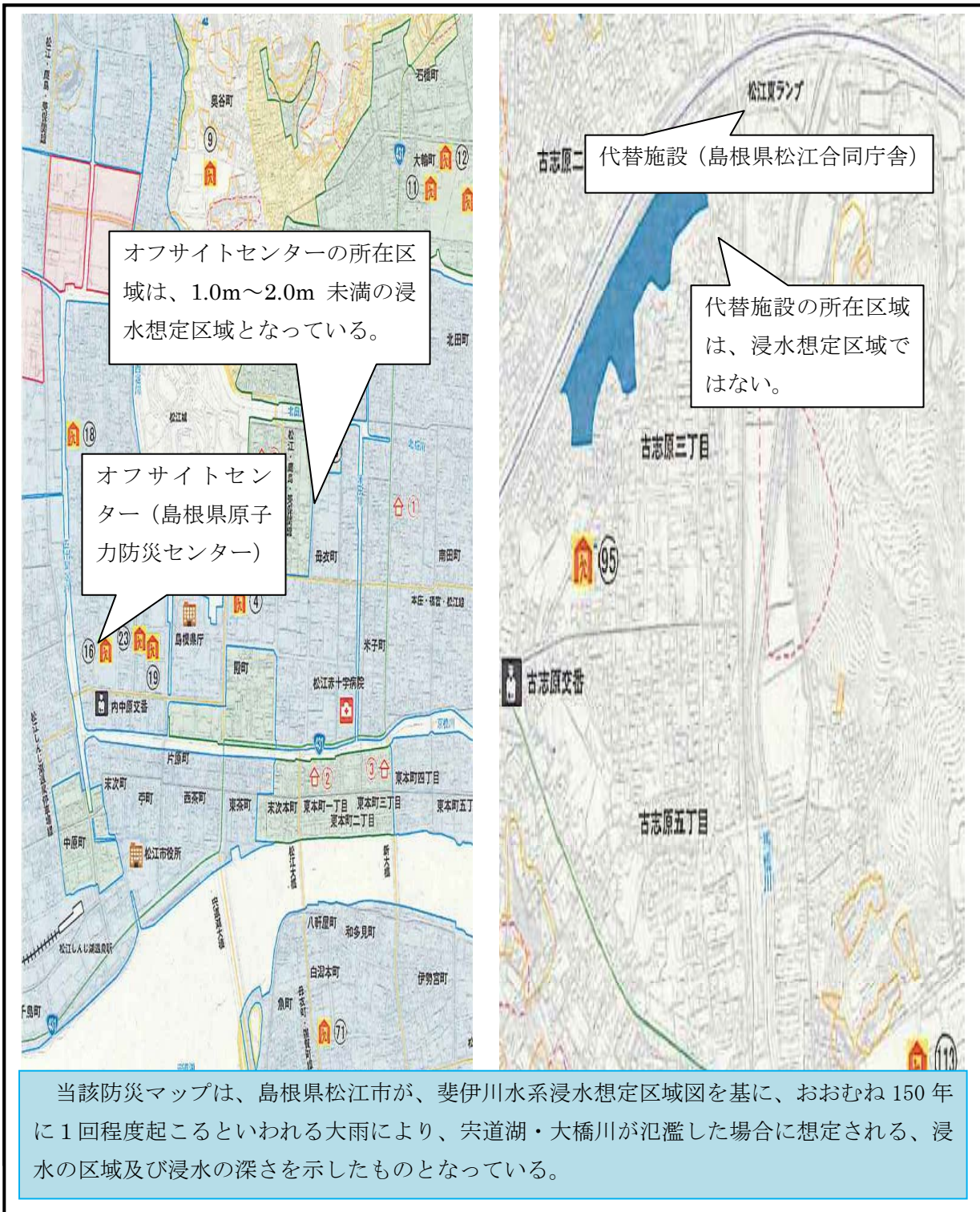
2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

3、4 (略)

(注) 下線は当省が付した。



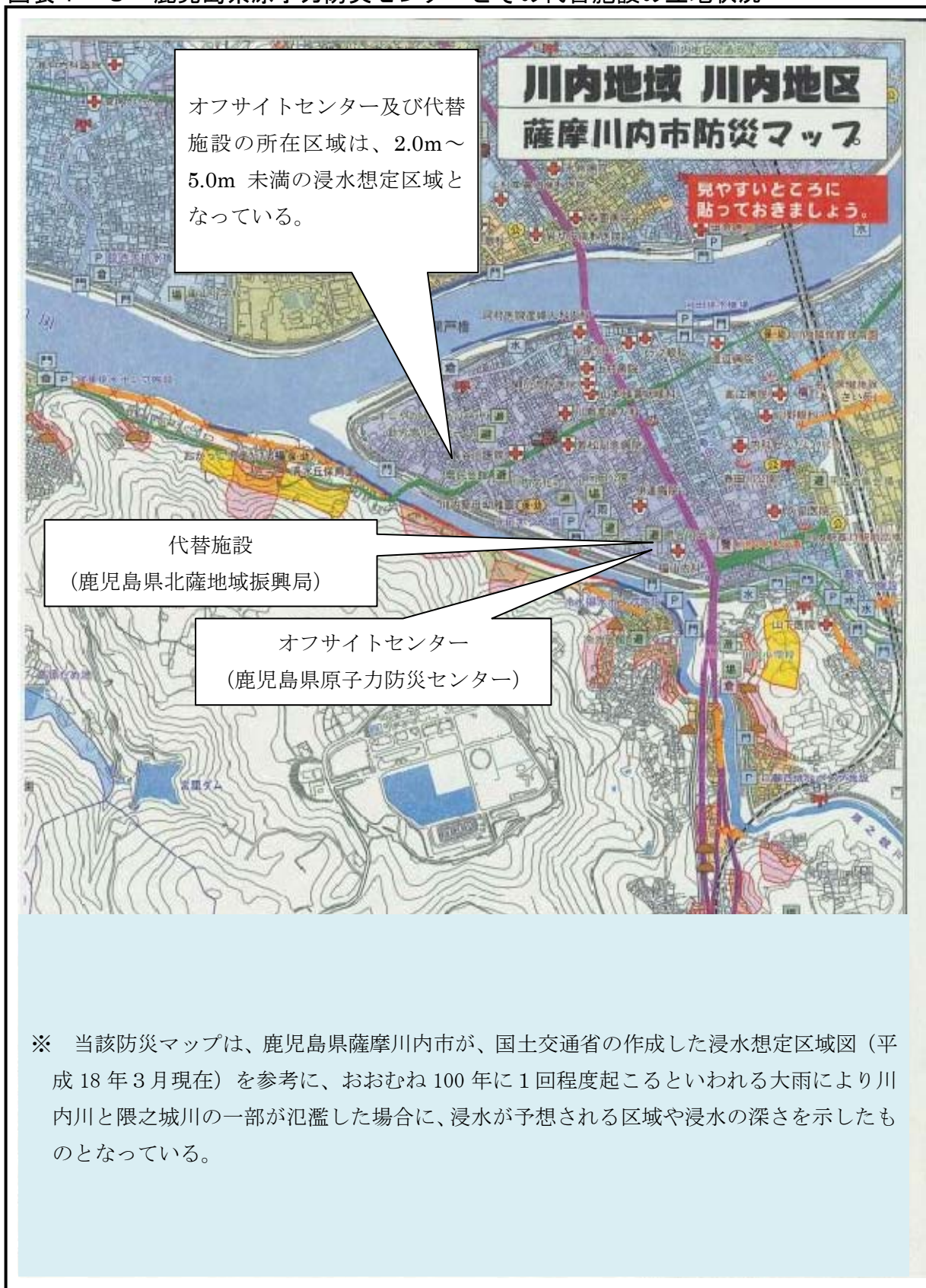
図表 1-7 島根県原子力防災センターとその代替施設の立地状況



(注) 松江市ハザードマップ（城東地区、津田地区）に基づき当省が作成した。



図表 1-8 鹿児島県原子力防災センターとその代替施設の立地状況



(注) 薩摩川内市防災マップ（川内地域・川内地区）に基づき当省が作成した。